

# 特別徴収切替届出(依頼)書

指定番号がある場合は記入  
※新規の場合は記入不要

令和	所在地	〒	—	特別徴収義務者 指定番号 <small>※市町村ごとに異なります</small>	新規の場合 納入書(要・不要)
口座振替又は本人が納付書を使用して納付済の場合、納期未到来の未納付分のみ特別徴収へ切替可能です。納付済期については本人にご確認ください。 ※二重納付防止のため、納期未到来分の納付書を添付してください。 ※口座振替又は本人が納付書にて今年度分全額納付済の場合は、特別徴収に切替不要ですので、届出書の提出も不要です。				担当者 連絡先	課・係 人事課 氏名 千葉 花子 電話 00-XXXX-0000 (内線 123 )

給与 所得者	フリガナ	カシワ タロウ	旧 姓	普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・②・3・4 〕 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたもの及び随時期分については、特別徴収への切替ができません。
	氏 名	柏 太郎		特別徴収 開始予定月	8 月分 ( 9 月 10 日納期分) から 特別徴収を開始します。
	生年月日	昭和 11 年 1 月 1 日		届出理由	① 入社 2. その他( )
	受給者番号(又は社員番号)があれば記入			月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。
	の 住 所				

特別徴収開始月を書いてください。  
特別徴収開始月は柏市で指定するものではありません。  
柏市で切替届出書を受付してから約10日で簡易的な通知書を送付しますので、給与計算時に徴収が可能な月を記載してください。

至急連絡が必要な場合は、「月割額の連絡」欄に日付をご記入ください。

※ 既に納付済のものや口座振替の場合は不要です。 ※税額決定・納税通知書の送付は不要です。

## 【 注意事項 】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。  
※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください。  
(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)
- 特別徴収への切替期限は、第4期の納期限1月31日(土・日・祝日の場合は翌平日)までです。随時期分は切替できません。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合は、写しをお取りになるか、柏市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

【提出先】 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市財政部 市民税課 特別徴収担当

特別徴収税額	円	処 理
月分	円	
月分以降	円	
納通差し替え 口座 F キ ッ プ 簡 易 通 知 納 入 書 特 徴 し お り	要・不要 有・無 1・2・3・4 送付済	確 認